神代紀の一 書とはなにか

第九段、 皇孫の天降りをめぐって

榎

本

福

寿

小稿のねらい

四 先行研究

本伝と二つの一書

五 本伝から一書へ 〔書四〕の改変とその意図

弋 皇孫をいいかえた天神の子 皇孫をいいかえた天孫

皇孫の変容

九 皇孫から天孫へ

〔書六〕と先行所伝

〔書三〕および〔書五〕にみる差違化 所伝の差違化

『三国志』裴松之注の特質 神代紀のめざした歴史記述

> あげ、本伝と各「一書」とのたがいに共通する内容や 解明されているとはいいがたいのが実情である。 係にあるのかといったごく基本的な問題さえ、十分に をなぜ付載するのか、あるいは本伝とはどのような関 を通して、まずは所伝そうごの関係、本伝および各 天神の子をめぐる所伝間の変化をあとづけることなど 表現を手懸りに、それらの分析、さらに皇孫、天孫、 小稿は、第九段、皇孫の天降りをめぐる所伝をとり 神代紀の各段に付載する「一書」については、それ

があるという結論を、 つむぎだすところに神代紀が「一書」に託したねらい この一連の作業をふまえ、歴史を多面的、多角的に 小稿の最後にみちびく。

との関連をさぐる。

とを明らかにした上で、それと、『三国志』裴松之注 うして所伝のなりたちに、差違化がかかわっているこ

「一書」のたがいの関係を究明することに努める。そ

一、小稿のねらい

各段がなりたつ点に、神代紀の特徴がある。 『日本書紀』の巻一・二は、神代の上・下にあたる。この二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称するとしの二巻を、ここでは便宜にしたがい神代紀と略称する。こ

さて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしいさて、しかし本伝とはいいながら、その名にふさわしい

゛ハゝ。 とするに相応しない諸種の徴候を見出さねばならぬの

である

したことを明言する。 ろう」(同23頁)というように諸一書をもとに本伝が成立 めて成立し得たものであるとしても無謀とは言えないであ の対比の実情から推せば、この本書は諸一書があってはじ は、たとえば「前に見て来た本章の本書と諸一書との文章 は説く。ここではいかにも慎重ではあるけれども、のちに はなかったであろうと思われる」(前掲書18頁)と太田氏 に取捨編成すれば、本書を組み立てることは決して困難で 諸一書との関係からすれば、四つの一書をもととして適宜 する。そのかかわりを、「海宮遊行章」にそくして、たが る垣根がひくく、むしろ深いかかわりにあったことを示唆 れぞれそれらしくあるというより、いわばたがいをへだて 疑わせる一方、そのことにともない、本伝と異伝とが、そ なく、本伝じたい本伝としての実質をそなえていたことを いの本文をつきあわせたうえで「ここに対照された本書と 太田氏のこの指摘は、ただに本伝間が一貫性を欠くだけで

から、説得力には乏しい。表現があい通じるというただそ係」といったかぎりでは、本文をつきあわせているだけだ対比」あるいは「ここに対照された本書と諸一書との関はたしてそれが妥当なのか、「本書と諸一書との文章の

文においても、意識的な本文の確定がこころみられた

一以下〔書一〕〔書二〕などの略称をもって表示する。 れだけでは、たがいの関係、とりわけ一方をもとに他方が かりとなるはずだが、さりながら、本文のただのつきあわ せだけでは決して十分とは言えない。本文のただのつきあわ せだけでは決して十分とは言えない。本文のただのつきあわ せだけでは決して十分とは言えない。本文のただのつきあわ と、それにもとづく可能なかぎり詳細な分析につとめなが ら、この作業をとおして、まずは、本伝と各一書との関係、 ることをめざす。もとより、所伝のなりたちの問題にも、 それは関連する。その解明とあわせて、本伝に一書を付載 それは関連するとが、小稿のねらいである。なお、以下に は、便宜にしたがい、本伝は〔本伝〕、一書については第 は、便宜にしたがい、本伝は〔本伝〕、一書については第 は、便宜にしたがい、本伝は〔本伝〕、一書については第 は、便宜にしたがい、本伝は〔本伝〕、一書については第

二、先行研究

なるだけだが、降臨後をつたえる一条をのぞく四条、すな実質的には、そのなかの五条ほどがとりあげる主な対象とつとみなす第十段にくらべ、一書の数は倍の八条にのぼる。九段である。太田氏が、各一書をもとに〔本伝〕がなりた小稿がとりあげる対象は、いわゆる天孫降臨をめぐる第

の物語」『日本神話論』25頁)が、三品彰英氏にある。まて、発展段階といった観点から分類した論考(「天孫降臨『古事記』の当該条の所伝を加えた都合六つの所伝についわち〔書一〕〔書二〕〔書四〕〔書六〕と〔本伝〕、それに

第二段階(儀礼神話 ――「書紀」第四ノ一書、同第二第一段階(原始神話 ――「書紀」本文、同第六ノ一書

ずは、その結果を次にしめしてみる。

ノー書

第三段階 政治神話 ——『古事記』「書紀」第一ノー

ŧ

のように説く。
のように説く。

き出している。さらに第二段階の〈四〉〈二〉につい臨神話へと発展した様相を、三品氏論文はみごとに描諸部神や神器を携え統治の神勅を奉じた壮大な天孫降あったと思われ、原形をなお色濃くとどめたものから、をとってはいる。が、その原初形は穀霊来臨の神話で諸伝はすでに天皇統治の由来を語る王権〈神話〉の姿

と思われる。との調整を加えられた金井清一氏の見解も適切なものとの調整を加えられた金井清一氏の見解も適切なものとの調整を加えられた金井清一氏の見解も適切なものとの調整を加えられた金井清一氏の見解も適切なもの

右に引用したなかの〈四〉・〈二〉は、それぞれ〔書四〕 とれに調整を加えた金井清一氏の所説も「適切なもの」とごとに描き出している」というように高く評価する一方、ごとに描き出している」というように高く評価する一方、(書三) にあたる。三品氏の発展段階説を、荻原氏は「みみる。

決めてかかっているだけにすぎない。

このころでなくてはなるまい」(同前12頁)というようにいが、それに新しい政治的意義を含意せしめたのもやはり『書紀』撰述当時の思想による潤色であろう。また三種の『書の天壌無窮の神勅に至っては最も新しい、おそらくは一書の天壌無窮の神勅に至っては最も新しい、おそらくは

をとりあげてみる。 ればならないが、手始めに、皇孫の天降りをつたえる一節 どのみち本文のよみが基本でもあり、そこからはじめなけ とは別の観点から検討をくわえる必要を、むしろ痛感する。 氏のように評価することには、同調できない。逆に、従来 のなかにそれを詳細に論じているけれども、荻原氏や金井 的存在にほかならない」(同前125頁「付記」)といい、また 鮮の伝統行事なども引きあいにだして「天降る嬰児は穀童 氏の論考に指摘のとおり、「原初形は穀霊来臨の神話」と はいいがたい。三品氏発展段階説の基盤にあるのが、荻原 なかんずく政治的意義のその内実なども、説得力をもつと いう見解であり、それについて、新羅の赫居世の所伝や朝 の潤色とする点、三種の神器と政治的意義とのかかわり、 『建国神話の諸問題』の「第三節 疑問は、つきない。天壌無窮の神勅を『書紀』撰述当時 穀霊と日の神の祭儀.

指摘したくだりをしめせば、「なかんずく『書紀』第一ノ

三、本伝と二つの一書

[本伝] ^(A)高皇産霊尊、 天,,降於(3)日向襲之高千穂峯,矣。 (訓注は略、以下 磐座|、⑻且排||分天八重雲|、⑻稜威之道別道別而 彦彦火瓊瓊杵尊」、(聖使」降之。(心皇孫、心乃離」天 以二真床追衾一、覆二於皇孫天津

[書四] ´d'高皇産霊尊、以||真床覆衾|、裹||天津彦国光 雲」、(B)以奉、降之。 彦火瓊瓊杵尊」、⑸則引」開天磐戸」⑻排」分天八重

〔書六〕^(A)高皇産霊尊、 降之。 彦根火瓊瓊杵根尊」、(ミン而排」,披天八重雲」、(ミ)以奉」 乃用,,真床覆衾,、裹,,皇孫天津

天降りをめぐるほぼ同じかたちから成りたっていることは、 致度の高い表現を共有し、全体としても基本的には皇孫の 宜に取捨編成すれば、本書を組み立てることは困難ではな 麿氏がすでに指摘している。「四つの一書をもととして適 係については、前述のとおり十段の所伝にそくして太田善 疑いをいれない。本伝と一書とのこうした表現をめぐる関 から本伝へという流れは、この九段でも想定できない。 かった」というのがそれの基本的な見解だけれども、一書 (A) をはじめとする傍線の同じ記号の箇所がたがいに一

だけをひきうつすと、次のとおり。

たとえば所伝全体の構成にまずは着目してみるに、

[本伝] $A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E \cdot F \cdot G$

(書四)

D E B

表現の異なりは、それはそれで重要な手懸りだから、なお [書六] E · B

ざりにするのではなく、必要に応じて言及するとして、右

伝〕が(A)と(C)以下とにそれぞれ別の主語をたてて 成要素の逓減化の傾向である。偶然では恐らくない。〔本 のように記号におきかえてとりわけ顕著なあらわれが、構

しかない。いいかえれば、全体を、高皇産霊尊を主語とす いるのに対して、二つの一書ともに、主語は(A)に一つ

化とが連動していることは、推測にかたくない。 る一つの文に統合している。この一文化と構成要素の少数

えば(E)なら(E)が、(A)ならその内部の要素が、 や表現の重なり度合の大きさ、わけても要素ごとに、たと も可能な傾向をみせる関係をどうとらえるかにある。内容 規定することそれじたいではなく、そうした規定がかりに たちまち規定を逆転しなければならない。問題は、しかし れとの比較のうえでのことだから、基点を一書にかえれば、 もっとも、一文化、少数化の規定は、〔本伝〕を基にこ

[本伝] と各一書とでまったく同じ部分として位置する事

○ 於:內床:則寬:,坐於真床覆衾之上:。

選択であったはずである。

〜 遂以:|真床覆衾及草;、裹;其児;、置;|之波瀲;、即入▷

にうけるつながりが、「オフ」が「覆」の語義をあらわすたうけるつながりが、「オフ」が「覆」の語義をあらわする。これに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをつかったとも、かんに違いない。たまたま初出例にそれをでえて、語形の明示がえがたい。そうして意図によるとすれば、「追」が和訓がえがたい。そうして意図によるとすれば、「追」が正常を優先させた。

には、「追」の使用以外にはない、少くともそれが必然のは採用しないかぎり、そうした誤読される危険が増大することとひきかえに、「オホフ」と誤読される危険が増大する。とかも第二例以下のいずれかに、「覆」にかえて「追」をつかったとすると、「オホフ」と誤読される危険が増大する。(注)をといきかえに、「オホフ」と誤読される危険が増大する。(注)をといきがよいか。逆に、初出例を担保の役割をはたしていたのではないか。逆に、初出例を担保の役割をはたしていたのではないか。逆に、初出例を担保の役割をはたしていたのではないか。逆に、初出例を

改変を加えて一書はなりたつということである。そのこと

めした所伝の構成である。の裏づけとなる有力な例が、実は、さきに記号をもってし

四、本伝から一書へ

ここであらためて所伝の構成をみるに、〔本伝〕が高皇産霊尊と皇孫とをそれぞれ主語とする二つの文から成りたり、内容それじたいが大きく異なる。さきの引用文にない。問題は、そのあとである。【本伝】にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にかぎっては大差がない。問題は、そのあとである。〔本伝〕にからなり、高皇産霊尊が天降りは、高皇産霊尊の命によるとはいえ、皇孫みずから主体的かつ独自におこなったことを言う。これに対して、天降りの実際にまで高皇産霊尊の命によるとはいえ、皇孫みずから主体的かつ独自におこなったことを言う。これに対して、とんのが一書である。念のため、次に引用する。とるのが一書である。念のため、次に引用する。

[書四] ②則引,開天磐戸,、②排,分天八重雲,、②以

奉、降之。

応していることは、さきにつきあわせたとおり明らかであここの(B)が〔本伝〕の同じ(B)の「使」降之」に対〔書六〕®而排"披天八重雲,、®以奉」降之。

るほかない。皇孫がその主語ではない。 とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、〔本とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、〔本とにうけていることになる。すなわち、(D) の「引」開天とにうけていることになる。すなわち、(D) の「引」開天とにうけていることになる。すなわち、(D) の「引」開天とにうけていることになる。構造上同じである以上、〔本とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、〔本とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、〔本とする同じ構造からなる。構造上同じである以上、〔本とするほかない。皇孫がその主語ではない。

[本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに 「本伝]とは、その点で決定的に違う。いまその違いに

雲」、『透成道別道別而天降之也。

置している。 下の右の一節だけが〔本伝〕と逐一対応する一文として位ではない。〔本伝〕とは全く異なる文脈のなかに、(C) 以するのは「天鈿女、還詣報ュ状」という一文であり、(A)該当する一節と逐一対応するけれども、この(C)に先行

ころで、こんどは、その(A)と〔書一〕の(C)以下の じたい、はたしてありえたのか。たとえありえたとしたと てわざわざ新たに「使」降之」としたその理由をあらため でいるが、先に仮定したとおり〔書四〕ないし〔書六〕の 題が生じる。〔本伝〕ではその両者を「使」降之」がつない 連結している以上、そこから(A)だけをきりはなすこと みるのがむしろ自然のはずだが、もしかりに、〔本伝〕の 通の原拠をもつことが対応をもたらしたということではな い。一部にかぎり、一方が他方をとりこんだことによると って対応をもつというのが実態なのだから、その二つが共 一節とは、ただそれだけでは結びつかないといった別の問 (A)を利用したなら、その(B)の「奉」降之」にかえ (A)(E)(B)というように各要素がたがいに類型的に 節が、〔書四〕 ないし 〔書六〕 の (A) と 〔書一〕 の (C)以下とをよせあつめて成りたつものと仮定した場合、 〔書四〕の (A) (D) (E) (B)、あるいは [書六] の いわば、全体としてあい異なる二つが、ごく一部にかぎ

あろうか。(維え)て問わなければならない。合理的な説明が、それに可能で

をもとに、一文全体をまとめる結びとしてそれを改めたの 果的にその同じかたちをとるとはいえ、そこにいたる過程 が「奉」降之」である。ただし、〔書四〕と〔書六〕とは結 に統合し、文の構成要素を間引き、そうして「使」降之」 改変として処理できる。すなわち、まずは主語二つを一つ れば、(A)~(F)を縮約するさいの、それにともなう 関連する表現上の問題も、〔本伝〕にもとづくものだとす もって省いたといった解釈が可能であろう。「奉」降之」に それが天降りきるまでの実態をつたえる描写であることを けて皇孫を天降したけれども、関与はそこまでにとどまり、 を欠くことについても、高皇産霊尊は天の八重雲をおし分 問題は少ない。たとえば一書がともに「稜威之道別道別」 立つことの可能性をさぐってみるに、このほうがはるかに そこで、逆に、〔本伝〕の一節をもとに一書の一節が成り のと仮定すると、どうしても隘路に入りこまざるをえない。 一書の一節をよせあつめて〔本伝〕の一節が成り立つも

るはずである。そのことを確かめるためにも、所伝の全体四〕であって、〔書六〕は、その〔書四〕をひきついでい結論からいえば、〔本伝〕の一節をまず改変したのが〔書を恐らく異にする。いま(A)~(F)にかぎるとして、

にまで考察の対象をひろげる必要がある。

五、〔書四〕の改変とその意図

之」の直後に位置する次の一節がその例。にとりあげてみる。前掲〔書四〕の一節の(B)「以奉降四〕のいわば改変の意図なり方向なりも明らかなので、次四」かいもは、〔本伝〕をもとに〔書四〕がなりたつことしかし実は、〔本伝〕をもとに〔書四〕がなりたつこと

分からこの一節は成り立っている。すなわち、(H)以下をれにもかかわらず、実際は、主語を異にする二つの部

伝〕の該当する一節を次に抜き出してみる。 一節が成り立っているということにほかならない。 〔本でもなかったということのはずだが、自明とするその理由でもなかったということのはずだが、自明とするその理由主語とすることが自明だから、ことさらそれを表示するまの主語は、天忍日命ではなく、「天孫」である。 「天孫」を

霓,国行去、到,於吾田長屋笠狭之碕,矣。 浮橋,、立,於浮渚在平処,、而膂宍之空国、自,頓丘, (本伝) "既而皇孫遊行之状也者、則〔〕自,槵日二上天

前掲の一節からの所伝の展開をたどってみると、碕に到るまでを、(H)にいう「遊行之状」として伝える。高千穂峯に天降ったあと、国寛ぎのはてに吾田長屋笠狭の之高千穂峯」の直後に、右の一節は位置する。皇孫が「本伝」の前掲一節の最後の一文の「『天⊥降於『日向襲

- (A) (B) 高皇産霊尊、皇孫を天降らせる
- (H)~(J) 皇孫、遊行して吾田長屋笠狭の碕に到(C)~(G) 皇孫、日向襲の高千穂峯に天降る

伝〕は全体を構成している。とる。そうしてまとまりをもつ三つの段階をもって、〔本右のように継起的に展開するきわめて整然としたかたちを

これに対して〔書四〕は、そうした構成をとらない。そ

降りをひきつぐはずの遊行についていうのが、すなわち、 はしていえば、継起的に展開する天降りと遊行との区分さ ところが、その天降りに先行して、本来の関係としてはいいはずだから、そのあと(X)をはさんでつづく(H)の「遊行降来」である。さりながら、前述した〔本 ないはずだから、そのあと(X)をはさんでつづく(H)の「遊行降来」である。さりながら、前述した〔本 にそが、天降りの実際をあらわすのでなければならない。 ところが、天降りの実際をあらわすのでなければならない。 ところが、天降りの実際をあらわすのでなければならない。 ところが、天降りの実際をあらわすのでなければならない。 ところが、天降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、天降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、天降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、天降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、大降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、天降りたが不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、大降り先が不明であるうえに、〔本伝〕と対れどころか、大降りたがである。

(H)の内実である。

六、皇孫をいいかえた天孫

則引,開之,者、日神之光満,於六合,」などと伝えている。

するという点でもとりわけ注目にあたいするのが、火瓊瓊し立場の変更にともなうことは言をまたない。これと照応意や手厚い保護をうける存在へと高める、いわば地位ない皇産霊尊にただ命じられてあるものから、逆にその高い敬皇産霊尊にただ命じられてあるものから、逆にその高い敬

カ点をおく傾向が根づよい。 大孫との二種類の呼称をもっていいかえ、しかも二つを使い が関心をひくことさえない。一般的には、むしろ皇孫と 皇孫や天孫の本質にねざす問題でありながら、従来、ほと とでいる。〔本伝〕の使い分けとそれがどうかかわるのか、 は呼称を「天孫」に統一 がとの二種類の呼称である。〔本伝〕が、火瓊瓊杵尊を、皇孫と天 株尊の呼称である。〔本伝〕が、火瓊瓊杵尊を、皇孫と天

摘がある。 「『天孫』をめぐって」(『青木生子博士頌寿記念論集 上「『天孫』をめぐって」(『青木生子博士頌寿記念論集 上で歌かのるが、たとえば天孫と皇孫については次のような指する一節のなかに主に「王権」にかかわる分析をみること代文学の諸相』)である。「四 『天孫』と『皇孫』」と題なかでも詳細な論を展開しているのが、神野志隆光氏なかでも詳細な論を展開しているのが、神野志隆光氏

のだ。 ―― 20頁い方ので、 ―― 20頁のだ。 ―― 20頁の子、ホホデミも「天孫」に「按孫亦遠孫之通称」との子、ホホデミも「天孫」と呼ばれる(第十段、四の子、ホホデミも「天孫」と呼ばれるのはニニギだけではない。ニニギ

般的な「天孫」の「孫」とは異なる。 ―― 8頁譜的関係によってニニギを「孫」というのである。一「皇孫」に即していえば、「皇祖」高皇産霊尊との系

かしもっと柔軟である。なりを説くだけに終始する。用例の実際のあらわれは、しなりを説くだけに終始する。用例の実際のあらわれは、しれに応じて全く異なるものとみなす。そうしてもっぱら異天孫と皇孫とを、「孫」じたいに意味の違いをみとめ、そ

さて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その用例のあらわれという点では、簡潔な記述ださて、その記述は、

- 者、必当二平安二〔本伝〕日「吾以二此矛」卒有」治」功。天孫若用二此矛,治」国(1)(大己貴神)乃以二平」国時所」杖之広矛「授二二神二
- 必当;養滅;。如実天孫之胤、火不¸能¸害」〔本伝〕(2)(鹿葦津姫)而誓之曰「妾所¸娠、若非;天孫之胤〕、
- 者、生児永寿、有ニ如」磐石」之常存ニ」〔書二〕(3)故、磐長姫大慙而詛之曰「仮使天孫不」斥」妾而御

(4)是後、神吾田鹿葦津姫見,皇孫,曰「妾孕,天孫之子者、必不」幸矣。是実天孫之子者、

「会、一」「「私以生」也。」(中略)而誓之曰「吾所」

「会、神吾田鹿葦津姫見,皇孫,曰「妾孕,天孫之

注)といった説は恐らくあたらない。

「天神の子孫の意」(前掲新編日本古典文学全集の頭説)、「天神」と同じ冠称だった可能性が高い。「『天あり、それに敬意をあらわす言いかえだから、「天孫」のあり、それに敬意をあらわす言いかえだから、「天孫」のとは、決して互換的な関係にはない。あくまで皇孫が主でとは、決して互換的な関係にはない。あくまで皇孫が主でとは、決して互換的な関係にはない。あくまで皇孫が主でより、は、「天神」の称えたい。

七、皇孫をいいかえた天神の子

ている。というでも、各段のその専用にともなうあらわれをみ、外火出見尊でも、各段のその専用にともなうあらわれをみなわち、九段は「天神之子」を、一方の十段は「天神之なわち、九段は「天神之子」を、一方の十段は「天神之るが、実は、九段と十段とをわかつ明確な指標がある。すこれには、裏づけがある。少しく横道にそれることにな

之子、名彦火火出見尊。吾父及兄等、何処在耶」。〔九段・書五〕次避;,火熱,時、躡誥出児亦言「吾是天神

遂言:[来意:]。 火火出見尊対曰「吾是天神之孫也」。乃

十段には、火火出見尊を「天神之孫」という例が〔書二〕

皇孫を言いかえた例もある。十段には一切ない。まさにそれは九段の専用語であって、十段には一切ない。まさにそれは九段の専用語であって、にあてる例はもとより、そもそも「天神之子」の例じたい、〔書三〕〔書四〕などにある。これとは逆に、火火出見尊

則応」到,伊勢之狭長田五十鈴川上,」。〔書一〕「天神之子、則当」到,筑紫日向高千穂槵触之峯,。吾天鈿女復問曰「汝何処到耶、皇孫何処到耶」。対曰

の始めに、たの始めに、この一節は、皇孫が天降りのさい通過する「天八達之衢」にいる衢神、猨田彦大神と、この神に対処すべく遣わされての一節は、皇孫が天降りのさい通過する「天八達之衢」

故奉」迎相待。吾名、是猨田彦大神」。
 敬問之」。衢神対曰「聞"天照大神之子、今当,降行,。 「天照大神之子所」幸道路、有,如」此居之者,。誰也、是時、衢神問曰「天鈿女、汝為」之、何故耶」。対曰

えたのが、先の一節の「天神之子」である。右ののように皇孫を「天照大神之子」と言い、それを言い換

にほかならない。ただ、その「天神之子」の内実となると、皇孫は、九段ではかくてまぎれようもなく「天神之子」

を生んだ当の鹿葦津姫の「抱」子而来進曰、天神之子、寧 神之女子、吾田鹿葦津姫」、則一夜有」身。遂生□四子□ と 段・書五〕は、彦火火出見尊らに先だち、「天孫幸」大山祇 をもって言えば、瓊瓊杵尊の子となる。ところが同じ〔九 子」の場合、当人は彦火火出見尊だから、通常の父子関係 身者哉、固非、我子、矣」という。この記述がくだんの〔書 について「何則、雖」復天神之子」、豈能一夜之間使」人有い 孫、すなわち瓊瓊杵尊はこれを疑い、嘲けるが、その理由 可,以私養,乎。故、告、状知聞」という知らせを聞いた天 いうように四子をもうけたことを冒頭に伝える。この四子 神之子」とは、天孫みずからを言う。また一方、その天孫 て、その使い方を一貫させている。 れかの呼称として使うというのがそれである。九段を通し もしくは国神のがわから皇孫ないし天孫を称するかのいず あり、皇孫ないし天孫がみずからを国神に対して称するか、 は顕著な傾向が伴う。該当する用例のどれもが会話文中に の所生の子まで、いずれも「天神之子」なのだが、これに の子の彦火火出見尊ら四子も、「天神之子」にあたる。 五〕冒頭の前掲一節に対応することは明らかだから、「天 これを要するに、皇孫ないし天孫じしんはもとより、そ

者、必非,,我子,,歟」。

「雖」復天神」、何能一夜之間令」人有ム娠乎。汝所ム懐

見也」。皇孫因而幸之。即一夜有ュ娠。皇孫未ュ信之日にそのはじまりおよび理由である。各一書の所伝そうごしたそのはじまりおよび理由である。各一書の所伝そうごの関係が、そこに深くかかわる。そこで、まずは〔本伝〕の関連する所伝を次に抜きだしてみる。 「汝誰之子耶」。対段の〔本伝〕のはじめからその使い方に移行が固定していたわけではない。問題は、その使い方に移行が固定していたわけではない。問題は、その使い方に移行が固定していたわけではない。問題は、その使い方に移行が固定していたわけではない。問題は、その使い方に移行が固定していたわけではない。

子」だけれども、前掲〔九段・書五〕の一節の「天神之そう単純ではない。右の例では、たしかに「天照大神之

のが内実である。一夜孕みをめぐる〔書五〕の一節には で妊娠したことに疑いをもち、鹿葦津姫が懐妊した子 をわが子ではないと主張する皇孫の不信の言葉を伝える。 このなかの「天神」については、字面を追うかぎりは、直 前の、鹿葦津姫がみずからの出生を言うなかの父である 前の、鹿葦津姫がみずからの出生を言うなかの父である 「天神」をさすものとみるのが、恐らく順当な見方ではないか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みの事実にそくした展開 いか。実際には、つまりは一夜孕みをめぐる〔書五〕の一節には

衆人皆知||是吾児、并亦天神能令||一夜有レ娠」 という天孫

「我知:|本是吾児|。但一夜而有」身、慮」有||疑者|、欲」使

みずから「天神」と明確に称した例がある。

る。次にその一節をしめす。では、〔本伝〕の「天神」にあたるのが「天神之子」であかよう一節を、〔書二〕〔書五〕も伝えているが、そのなかかよう一節を、〔書二〕〔書五〕も伝えているが、そのなか

抑非,,吾之児,,歟」。 〔書二〕皇孫曰「雖,,復天神之子,、如何一夜使,,人娠,乎。

之子,、豈能一夜之間使,,人有 b,身者哉、固非,,我子,之子,、豈能一夜之間使,,人有 b,身者哉、固非,,我子,

らがこゝ。 ようにした理由なり事情なりも、所伝の内部には恐らく求いるのだから、もとより偶然の一致ではなく、それをそのしているわけではない。しかもともに「天神之子」として一夜孕みをめぐる所伝の基本のかたちを、ともにふみはず

遣之」に対応する次のような例がある。 大神勅□天稚彦□曰(中略)。乃賜□天鹿児弓及天真鹿児矢□である。たとえば「天神」をみるに、〔書一〕には、「天照〔本伝〕のそれとは違う一方、〔書二・五〕に通じるからなわち、〔書一〕が伝える「天神」「天神之子」の例は、伝〕と〔書二・五〕との間に介在する〔書一〕である。すそして外に求めるとして、もっとも有力な候補が、〔本

とおり(27頁・下段)、天照大神を言いかえたのが「天神」とおり(27頁・下段)、天照大神を言いかえるかたちをとる。以降の例も、やはり天照大神を言いかえるかたちをとる。以降の例も、やはり天照大神を言いかえるかたちをとる。「天神」は、対応上、明らかに天照大神をさす。これこの「天神」は、対応上、明らかに天照大神をさす。これ、大神彦」、東東原の一、大神見、其、大神彦の別、天神彦、東東原児子、東東児子、、東射、天神彦の別、大神彦の別、大神彦、大神を言いかえたのが「天神見、其神の別を言いかえたのが「天神見、其神の別を言いかえたのが「天神見、大神を言いかえたのが「天神見、大神の別を言いかえたのが「天神見、大神を言いかえたのが「天神見、其神の別を言いかえたのが「天神見、其神の別を言いかえたのが「天神」とおり(27頁・下海の別を言いかえたのが「天神」とおり、大神を言いかえたのが「天神見、大神を言いかえたのが「天神」とおり、「天神の別を言いかえたのが「天神見、大神を言いかえたのが「天神見、大神の別を言いないでは、大神の別を言いないでは、大神の別を言いない。

この九段の初出例こそ〔書一〕の例だから、その使用を一会話文にその使用をきびしく限定するなどの特徴をもつ。ないか。「天神之子」は、上述のとおり九段に固有であり、たことをひきついだのが、すなわち〔書二・五〕なのでは皇孫を、〔書一〕がこの「天神之子」をもって言いかえ

であり、当然のことながらその子をさす。

貫して踏襲していたものとみることもできる。また一方、

「天神之子」に変更したことになるが、「天神」じたいに一夜孕みの一節にそくしていえば、〔本伝〕の「天神」を

の対応を欠く例、そして一夜孕みをめぐる前掲の「雖」復わる「妾、是天神娶」大山祇神」所」生児」という特定神と皇産霊尊をさす例をはじめ、さきの鹿葦津姫の出生にかか譲りをめぐるくだりの「今天神有」此借間之勅」」という高譲りをめばある。すなわち、〔本伝〕では、「天神」を、国その理由がある。すなわち、〔本伝〕では、「天神」を、国

天神|、何能一夜之間令||人有||娠乎||という皇孫じしんを

いうかたちに積極的にかえていったのではないか。は、その「天神之子」をもって皇孫がみずからを称するとと「天神」との結びつきに不利な状況がまずは前提としてと「天神」との結びつきに不利な状況がまずは前提としてと「天神」との結びつきに不利な状況がまずは前提としてと、〔書一〕の天照大神をさす例もくわわる。かくて皇孫な、〔書一〕の天照大神をさす例もくわわる。かくて皇孫な、〔書一〕の天照大神をさす例もくわわる。かくて皇孫ないえばうさんくささがつきまとう。そのまた別の例としないえばいるが、

八、皇孫の変容

緑ではなかったはずである。 緑ではなかったはずである。 最ではなかったはずである。 最ではなかったはずである。 最近によっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫であり、それと対応するところにそび、 「皇祖」にとっての孫である。 という、どこまでも をもてい、「真床追衾」をも ではなかったはずである。

降間、皇孫已生。号曰:「天津彦彦火瓊瓊杵尊」。時有時、天照大神勅曰「若然者、方当」降」吾児」矣」。且将皇孫が誕生する。それを伝えるのが次の一節。

奏曰「欲ヒ以」,此皇孫,代降。」。

の了解のうちに所伝は展開する。〔本伝〕の冒頭の記述を、の孫かは不明のはずだが、「吾児」の子であることを暗黙五子いるのだから、その五人のなかの誰の子か、つまりどここに突如「皇孫」とある。この限りでは、天照大神には

それは確かにふまえている。

〔書二〕はほぼそのとおり踏襲している。
ことは疑いない。そして右に引用した一節の傍線部を、神之子」、さらには「天神之子」といった表現に結びつく地位等をそのままひきつぐ。そのことが、のちに「天照大地位等をそのままひきつぐ。そのことが、のちに「天照大力」では、天照大神にとっての〔吾児〕に代り、その立場・二〕では、天照大神にとっての〔吾児〕に代り、その立場・一〕では、天照大神にとっての〔吾見〕はほぼそのとおり踏襲している。

(故、時居|於虚天|而生児、号||天津彦火瓊瓊杵尊|)。

因欲上以二此皇孫一代」親而降」。

定されたありかたを、〔書一〕から引きうつしていたこと「皇祖」との対応より、むしろ天照大神との関係に強く規みのくだりの「天神之子」である。皇孫ではありながら、なわち右の一節のその延長線上に位置するのがかの一夜孕このあと、さながら〔書一〕の展開にそうかのように、す

に対応する。この「吾児」を降臨させるちょうどその時、之地也」というように、「吾児」(天忍穂耳尊)が天照大神頭に「天照大神勅!.天稚彦! 曰、豊葦原中国、是吾児可」王

一方、〔書一〕の所伝は天照大神を中心に展開する。冒

かたを象徴的にあらわすものであったに相違ない。之子」と称することじたい、変容をとげた皇孫のそのありは推測にかたくない。そうである以上、みずからを「天神

九、皇孫から天孫へ

さて、ここでようやく天孫にたちもどることができる。さて、ここでようやく天孫にたちもどることができる。さて、ここでようやく天孫を専用する。[本伝][書二]ともにそのというのが天孫の実態であり、[本伝][書二]ともにそれを一貫させている。ところが、[書四・五]では、地の大、会話文の別なく天孫を専用する。[本伝][書二]のようなもはやいいかえではなく、質的に転換していることさうなもはやいいかえではなく、質的に転換していることさうなもはやいいかえではなく、質的に転換していることさうなもはやいいかえではなく、質的に転換していることさうなもはやいいかえばずであり、高皇産霊尊より高い特遇と」に改変しているはずであり、高皇産霊尊より高い特遇と、に改変しているはずであり、高皇産霊尊より高い特遇を天孫に与えている。天孫を、そうしていわば絶対的に高を天孫に与えている。天孫を、そうしているには、やはり、「本伝」[書二]の皇孫をいいかえた天孫をひきつぐである方。

だから、皇孫じたいの身分ないし待遇表現をかえるものでかぎりでは、それはどこまでも国神のがわがあらわす敬意ただし、〔本伝〕〔書二〕の皇孫に対するいいかえという

た性格をもつ。ここに到って、天孫は皇孫とのかかわりをた性格をもつ。ここに到って、天孫は皇孫とのかかわりを「天神之子」にちなむ皇孫の変容こそ、〔書四〕の直後ののが恐らく自然である。げんに、この〔書四〕の直後ののが恐らく自然である。げんに、この〔書四〕の直後ののが恐らく自然である。げんに、この〔書四〕の正孫ののが恐らく自然である。げんに、この〔書四〕の天孫ののが恐らく自然である。げんに、この〔書四〕の天孫のとには、それはとうてい結びつかない。前節に指摘したことには、それはとうてい結びつかない。前節に指摘したことには、それはとうである。

十、〔書六〕と先行所伝

ほとんどもたない。

書を引用する際、他の異伝にもある記事は省略することがは九段の最後に位置する [書六] は、奇妙というほかない。は九段の最後に位置する [書六] は、奇妙というほかない。

注一〇)といった説明がある。そうだとすると、独自な内

ある。この云云はその一例」(日本古典文学大系本16頁頭

容だけを、それこそ先行する各所伝に逐一あたったうえで 選択的に残したことになる。

えばすでにとりあげた一節の「是時、高皇産霊尊乃用」真 必要の判断を逐一検証することは望めないとはいえ、たと それにかぎらず、先行所伝との関係やさらには一書の展開 に縮約して襲用したといったあとをたどることができる。 以奉、降、之」には、〔本伝〕にのっとる〔書四〕を、さら 床覆衾,、裹,皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊,而排,披天八重雲, 伝にある記事」でも、必要なら、「省略すること」はない。 割をはたすのが、くだんの皇孫、天孫である。 めて示唆にとむ。その作業をすすめるにあたって指標の役 の流れなどをひろくさぐるうえでも、この〔書六〕はきわ 実際は、もちろんそれが全てではあり得ない。「他の異

ものとかんがえるほかないが、〔本伝〕とのかかわりは、 記の仕方だけを、そのもとのかたちにそくしてとりこんだ 瓊杵尊」に一致する。「皇孫」を神名に冠するそうした表 の「天津彦国光彦火瓊瓊杵尊」が「皇孫」を欠くのとは違 実はそれだけにとどまらない。皇孫の天降りに先だつ葦原 い、さかのぼって〔本伝〕の(A)の「皇孫天津彦彦火瓊 〔書四〕によるはずの一節全体とは別に、つまりそのなか - 皇孫天津彦根火瓊瓊杵根尊」にかぎっては、上述の通り まずは皇孫についてみるに、右に引用した一節のなかの

> 中国の平定をめぐっても、高皇産霊尊を中心に展開するそ 孫火瓊瓊杵尊」〔書六〕とが対応する。かかわりの実態を つ。そこでも、「皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊」〔本伝〕と「皇 のありかたをはじめ、〔本伝〕の所伝と深いかかわりをも 伝〕のそれに対応する部分とつきあわせてみる。 みきわめるために、次に〔書六〕の一節を抜き出し、

及」至」奉」降二皇孫火瓊瓊杵尊於葦原中国一也、一高皇 葉、猶能言語、⑷夜者、若⑴熛火」而喧響之、昼者、如 産霊尊勅:八十諸神.曰「⑵葦原中国者、⑶磐根木株草 五月蝿|而沸騰之、云云。

該当箇所の前半にあたるこのなかでは、(1)に、〔本伝〕 その直前の「彼地多有」螢火光神及蝿声邪神」。復有」草木 に、「夜は瓫の中で焚く火のように邪神が音を立てて騒が る。新編日本古典文学全集本では、(4)の口語訳のなか 分する〔本伝〕のそのかたちに、それはとらわれすぎてい が通例なのだけれども、「光神・邪神」と「草木」とに二 咸能言語 」に対応するのが、(2)以下である。しかし、 の「高皇産霊尊召|集八十諸神|而問」之曰」が対応する。 しく」というようにわざわざ「邪神」を補ってもいる。 (3)と(4)とを全く切りはなす(間に句点をうつ)の (3)と(4)については、解釈に問題がある。すなわち、

「昼者」以下の訳には、神を補足しない。

連し、それのように「沸騰」する昼との対応から成りたつ。 以上、そのように「喧響」する夜と、「五月蝿」も音に関 えられ」(新編日本古典文学全集本当該頭注六・15頁)る さらにその全体を統一的に音に関連させながら敷衍したも 声邪神」といった目に見るものと耳に聴くものとの対応を 夜昼ともに音にかかわる。〔本伝〕の「螢火光神」と「蝿 る。具体的には、「熛火」が「火の飛び散る音を含むと考 なそのありかたを、比喩をもって表現したのが(4)であ きく異なる。すなわち、(3)じたい、〔本伝〕の「草木」 がすかのようだが、〔書六〕の表現の内実は、それとは大 ちの活動とがいわばセットの関係にあるとする見方をうな る」といった指摘がある。自然物の言語活動と荒ぶる神た とは、荒ぶる神たちが活動するのと同列に取扱われてい 荒振神等渡神問志問志賜、神掃掃賜弘、語問華磐根樹立草之 56頁)に「六月晦大祓」の「祝詞」の「如ム此依志奉志国中尓 る。〔本伝〕がそうであることをふまえ、その一節につい によらず、右の「祝詞」の詞章に通じるかたちをとり、 垣葉ヲ語止弖」をあげ「磐や木立や草の葉が、物をいうこ (4)に対してはその主語にたつ。人の「言語」とは異質 「熛火」「五月蝿」におきかえるとともに夜と昼とに配し、 それじたい矛盾であるとはいえ、補足するには理由があ 日本古典文学大系本の補注(2・二 草木咸能言語

のとみることができる。

- 【蓋是、国神有□強禦之者□〔書六〕如吾防禦者、国内諸神、必当□何禦□〔本伝〕【乃遣□無名雄雉□往候之。此雉降来〔書六〕

3

(4) {矢立死〔本伝〕 {其矢洞;達雉胸;而至;高皇産霊尊之前;也/中>

中,,其矢,而上報〔書六〕

りである。それを伝える一節には、〔書四〕が対応する。 防である。それを伝える一節には、〔書四〕が対応するだいは、(2)が〔書一〕の「使」維往候之」を参照したなかかくみあわせることにも意欲をみせる。右に列記したなかかくみあわせることにも意欲をみせる。右に列記したなかかくみあわせることにも意欲をみせる。右に列記したなかかならないが、一定の範囲内にとどまるとはいえ、独自ないいかえれば、それは先行する所伝に対する差違化にほいいかえれば、それは先行する所伝に対する差違化にほ

ずは〔書六〕の該当する一節をしめす。その対応の指標となるのが、すなわち「天孫」である。ま

歟」。(4)対曰「是、長狭所」住之国也。然今乃奉,上天名曰,事勝国勝長狭,。(3)天孫因問」之曰「此誰国洛曰,事勝国勝長狭,。(3)天孫因問」之曰「此誰国及,其遊行之時,也、云云、(2)到,于吾田笠狭之御碕,。

伝〕〔書四〕から抜き出し、次につきあわせてみる。 比較のため、右の傍線部に対応する記述を、それぞれ〔本

孫」矣」。

(1) | 其地有二一人」。自号二事勝国勝長狭二〔本伝〕 | 到二於吾田長屋笠狭之御碕 [書四〕

到...於吾田長屋笠狭之碕,矣〔本伝〕

天孫問:|其神|日「国在耶」〔書四

いたことをおもわせる。

係を、右の各記述は如実にものがたる。しかも、〔本伝〕がのっとり、その〔書四〕を〔書六〕が引き継ぐという関通りほとんどが〔書四〕に一致する。〔本伝〕に〔書四〕両伝間に違いがある箇所は、右傍に付した〇印に明らかな(4) {対曰「在也」。因曰「随」勅奉矣」〔書四〕(4) {対曰「此焉有」国。請任」意遊之」〔本伝〕

から遠ざかるにつれ、所伝が独自を強めるといった傾向を

っ。 「遂登..長屋之竹嶋.。乃巡..覧其地.者」という一節であな「遂登..長屋之竹嶋.。乃巡..覧其地.者」という一節であ応する傍線部を除いたところの、すなわち〔書六〕に独自伝〕〔書四〕ともひと連なりにつづく(1)~(4)に対そこにみることができる。その端的なあらわれが、〔本

たとえば神武天皇条の次の記述(三十一年四月)に類縁をたとえば神武天皇条の次の記述(三十一年四月)に類縁をたとえば神武天皇条の次の記述(三十一年四月)の「吾田そのなかの「長屋」は、先行する所伝の(1)の「吾田

国之獲矣(以下略)」。 皇輿巡幸。因登:,腋上嗛間丘,而廻,望国状,曰「妍哉乎、

めぐるすぐれて政治的な内容にあらためたはずである。て、(3)の問いと(4)の答えとを、国の領有・支配を

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

武天皇条が伝えるなかの「巡幸」にあたる。

っとり、それらしく表現を新調したのが、あの独自な一節の然の一致などではないはずだから、巡狩のかたちにの

六〕は巡狩への転換をはかったことになる。これにそくし、「書四」と答えるのだが、この国覚ぎをもとに、「書狭がそれに「此焉有」国」〔本伝〕「屋有」国也」〔書二〕「在孫が「国在耶以不」〔本伝〕「国在耶」〔書四〕と問い、長春、との出会いをめぐるくだりは、「寛」国行去」〔本伝・追狭との出会いをめぐるくだりは、「寛」国行去」〔本伝・

大山祇神の女でありながら、天孫が問うなかに「其於」秀の二人の女という設定は、その名を含め〔書二〕による。九段の一夜孕みをめぐる所伝の基本的方向にそって所伝を展開させているからである。新たな所伝へ脱皮をとげるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでには、革新はおよばない。これまで同様、こるところまでは、本の妹の世界の出会うのは大山祇神の女でありながら、天孫が問うなかに「其於」秀の二人の女という設定は、その妹の出会うのは大山祇神の女でありながら、天孫が問うなかに「其於」秀の二人の女という設定は、その名を含め、「書」というないという。

表現にしても、同じ〔書二〕の、女との出会いを伝える之子女耶」と海に縁をもつ女性であるかのようにいうこの起浪穂之上;起;八尋殿;而手玉玲瓏、織経之少女者、是誰

を照したことも、実は、否めない。 を照したことも、実は、否めない。

いに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為あれかこれかどちらか一方の専用ではなく、あれもこれもとりこむ、あるいはくみあわせるといった新たな方向にせ、豊吾田津姫の恨みと皇孫の憂えといった新たな方向にせ、豊吾田津姫の恨みと皇孫の憂えといった新たな方向にせ、豊吾田津姫の恨みと皇孫の憂えといった新たな方向にせ、豊吾田津姫の恨みと皇孫の憂えといった新たな方向にさらに展開させている。最後に、憂えた皇孫の疑いに関連さを憂えさせるにいたった豊吾田津姫の「恨」皇孫「不」与共を憂えさせるにいたった豊吾田津姫の「恨」皇孫「神つ藻はのには寄れどもさ寝床もあたはぬかもよ浜つ千鳥よ」という毅然たる態度は、一夜孕みをめぐる皇孫の疑いに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のいに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のに起因する。その点、だからその疑いを晴らす行為のに起因する。

通じるという以上に、それのいわば一種の異伝としての性(「無戸室」に入り、そこで火をつけて子を産むこと)に

十一、所伝の差違化

格がつよい。

の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。 の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。 の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。 それは、いいかえれば、一定の範囲内での差違化にほか の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。 それは、いいかえれば、一定の範囲内での差違化にほか の検討を確かめる意味も含め、次に整理してしめす。

〈皇孫火瓊瓊杵(根)尊〉

皇孫の天降り ―― 〔書四〕(〔本伝〕) 葦原中国の平定 ―― 〔本伝〕(〔書一〕)

〈天孫〉

事勝国勝長狭の国献上 ——〔書〕

(皇孫)

大山祇神の女、姉妹 ―― 〔書二〕

一夜孕み ―― 〔書二〕(〔本伝〕〔書五〕)

豊吾田津姫との不和 ―― 右に準じる

かも差違化をはかる、これが所伝を成りたたせる基本的な離れるのではなく、それらとのつながりを保ちながら、しんである。いわば、〔本伝〕をはじめとする先行所伝からこそが、まさに〔本伝〕に対する〔書六〕の一書たるゆえ伝をもとに構成していることは、右に明らかである。それ「書六」全体を、基本の大枠では〔本伝〕をはじめ先行所

「天神之子」と自称する。こうした展開を通して変容した位置づけたことにそくして、〔書二〕では、皇孫みずからるであろう。〔書一〕に皇孫を「天神之子」として新たに〔書四・五〕が天孫を専用することじたい、同じ手法によその手法は、なにも〔書六〕に固有のものではない。

手法である

ば差違化をはかっていたことになる。用と一連の関係にある。とりどりに、かくて、一言でいえ変にしても、前述のとおり、もとをただせばその天孫の専小稿がはじめにとりあげた〔本伝〕に対する〔書四〕の改皇孫を引き継ぐのが、〔書四・五〕の天孫にほかならない

点、だから、一書が、独立した文献としてはもとより、記違化とのかかわりにおいて成立していたはずである。そのそうである以上、各一書は、程度の差こそあれ、この差

先遣||我二神|、駈除平定。 ||本伝]||(高皇産霊尊欲||降||皇孫||君+臨此地||)故、 りあげてみるに、

行駈除。 〔書一〕 故、天照大神復遣||武甕槌神及経津主神|、先

という。「駈除」に、はたしてこの「奉」が対応するであつくる。この後にも、事代主が「天神所」求、何不」奉歟」でる〔書一〕の一文は、「汝将二此国」奉二天神,耶以不」にたる〔書一〕の一文は、「汝将二此国」を脈のなかでそれにあ「汝意何如。当」須」避不」という「避」あるいは後出の「汝意何如。当」須」避不」という「避」あるいは後出の「汝意何如。当」須」避不」を「奉」が引き継ぐはずだが、そのなここは、〔本伝〕を〔書一〕が引き継ぐはずだが、そのなここは、〔本伝〕を〔書一〕が引き継ぐはずだが、そのな

アジズ

***、次の波線部のとおり、[書二] はそれをそのまま引きが、次の波線部のとおり、[書二] はそれをそのまま引き「奉」にかえること、それこそが差違化にほかならない

将,此国,奉,天神,耶以不」。

である。

あわせの手法にもとづく差違化の、その明らかな一例でも日」による。さきに〔書六〕の所伝を通して指摘したくみ降。到出雲国五十田狭之小汀。(中略)而問。大己貴神、このうち、〔書二〕の傍線部は、〔本伝〕の「二神、於ゝ是、このうち、〔書二〕 既而二神降。到出雲五十田狭之小汀、、而問。〔書二〕 既而二神降。到出雲五十田狭之小汀、而問。

十二、〔書三〕および〔書五〕にみる差違化

違化をはかっていることは、疑いをいれない。かくて、先表示の及諸部神等₁悉皆相授」とだけつたえる。そこに差不の名を逐一列記した上で天降りに配侍させたという〔書こ〕が引き継ぐ。引き継ぎながら、たとえば五部神を、〔書二〕が引き継ぐ。引き継ぎながら、たとえば五部神を、でに指摘の通り〔書一〕の「欲₊以□此皇孫□代降□」を、でに指摘の通り〔書一〕の「欲₊以□此皇孫□代降□」を、

一書の成り立ちには差違化がかかわっていたとみるのが筋〔書一〕ほかの各一書も成り立つはずだから、原理的にも、である。一つの手法だとはいえ、差違化によって〔書二〕行所伝をひきつぐなかに、差違化をはかるというのが通例

に示唆する。次がその冒頭部分。のきりだしかたは、先行する所伝をふまえることを明らかのきりだしかたは、先行する所伝をふまえる。冒頭のその所伝三子誕生をめぐる一節をいきなりすえる。冒頭のその所伝えの確認の意味で、これまで検討の対象からはずしてき

初火燄明時生児、火明命。次火炎盛時生児、火進命。

又曰:「火酢芹命」。次避:「火炎, 時生児、火折彦火火出見 の大きの、「書二」と基本的に一致する。表現にしても、 炎の状態の三段階のその時々に子を生むというのが右の一 関連をもつ先行所伝は二つ、〔本伝〕と〔書二〕である。 関連をもつ先行所伝は二つ、〔本伝〕と〔書二〕である。 関連をもつ先行所伝は二つ、〔本伝〕と〔書二〕である。

生出之児、号,,火明命,。凡三子矣」というように火炎とは闌降命,。次避、熱而居、生出之児、号,,彦火火出見尊,。次一方、〔本伝〕のばあい、「始起烟末、生出之児、号,,火

児」とは、「炎」の有無の違いしかない。

ほうが先決である。は、だから、まずは〔書二〕の差違化の実態をみきわめるは、だから、まずは〔書二〕の差違化の実態をみきわめる離をほぼそのままひきついでいることになる。順序として〔本伝〕との距離は、〔書二〕が差違化をはかったその距

「書二」の所伝は、鹿葦津姫を、姉の磐長姫とは対照的
 「書二」の所伝は、鹿葦津姫を、姉の磐長姫とは対照的

不,可,私生,」。 是後、神吾田鹿葦津姫、見,皇孫,曰「妾孕,;天孫之子,。

引用した一節にほかならない。

いわば、磐長姫を登場させたことにともなう所伝の新たな展開が右の一節を導いたということだから、それはまさた展開が右の一節を導いたということだから、それはまさた展開が右の一節を導いたということだから、それはまさた展開が右の一節を導いたということだから、それはまさたが、なおまた(A)の子に(B)の母を対応させ、そうして、(本のなかで「生児」にもかかわらず、子はもとより、母とかっなかで「生児」にもかかわらず、子はもとより、母とかっなかで「生児」にもかかわらず、子はもとより、母とかっなかで「生児」にもかかわらず、子はもとより、母とかっなが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のだが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のだが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のだが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のだが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のでが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕のでが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕の方にが、なおまた(A)も〔書二〕にはなく、〔本伝〕の言とが、なおまた(A)も〔書二〕にはなる。

遠化に大きくふみだしている。〔書三〕とのかかわりにかだから、ひきつぐのは当然だとしても、この〔書五〕は差だから、ひきつぐのは当然だとしても、この〔書五〕は差損:」というようにひきつぐ。〔書三〕が地の文で説明した損:」というようにひきつぐ。〔書三〕が地の文で説明したっての〔書三〕を、今度は〔書五〕が、たとえば(B)をこの〔書三〕を、今度は〔書五〕が、たとえば(B)を

↑次火炎盛時、生児、火進命〔書三〕 | 其火初明時(中略)名火明命〔書五〕 | 初火燄明時、生児、火明命〔書三〕

│次避;,火熱時(中略)名彦火火出見尊〔書五〕│(次避;,火炎;時、生児、火折彦火火出見尊〔書三〕

次火盛時、(中略) 名火進命〔書五〕

火熱:」は、それをたしかに裏づけてもいる。 火熱:」は、それをたしかに裏づけてもいる。 「輩三」の「選三数而居、生出之児」をむしろひきつぐ。 「書三」の「選三とする。そ 「火折彦火火出見尊」にちなむ、「火折尊」とする。そ (亦)言、吾是天神之子」は、〔書三〕の「生児」ではな (亦)言、吾是天神之子」は、〔書三〕の「生児」ではな (亦)言、吾是天神之子」は、〔書三〕の第三 と 「水折彦火火出見尊」にちなむ、「火折尊」とする。そ と 「火振き」とする。 そ 「火熱:」は、それをたしかに裏づけてもいる。

超」倫之気、」とわかちがたくかかわるであろう。「天神之程」倫之気、」とわかちがたくかかわるであろう。「天神之子れらは、「躡誥」に対応し、みずからいう「吾是天神之及兄等何処在耶」という問いかけさえつけくわえている。及兄等何処在耶」という問いかけさえつけくわえている。 及兄等何処在耶」という問いかけさえつけくわえている。 及兄等何処在耶」という問いかけさえかけくわえている。 をうして〔書三〕〔本伝〕をひきつぎ、かつ組みあわせ

いが、

ったはずである。に対して差違化をはかったそのたしかなあらわれの一つだ子」の誕生をめぐる所伝として、それは〔書三〕〔本伝〕

十三、『三国志』裴松之注の特質

題)のとく次の説にも、だから加担することは到底できない。それをはかる各種各様のこころみをとおして各一書がい。それをはかる各種各様のこころみをとおして各一書がい。それが存在するのかといった問いは、異伝をなぜめにつながる。端的には、異伝をなぜ次々につむぎだしていったのか、それが問いの核心である。もとより、文献ないし記録類が存在したからなどといった検証不能なことを前し記録類が存在したからなどといった検証不能なことを前し記録類が存在したからなどといった検証不能なことを前し記録類が存在したからなどといった検証不能なことを制造とする立場を、小稿はとらない。一書を多く引載するにほかならなどをする立場を、小稿はとらない。一書を多く引載することは到底できない。それをはかる各種各様のこころみをとおして各一書がいる方がある。

撰;此書,之時、雖¸不;尽採用;而不¸能¸弃。仍所;加載上古之間、好¸事之家所¸著古語之書、稍有;其数﹐也。

しかに通じるからである。(唯二)の表徴のである。(唯二)の表徴である。

傍摭,遺逸,」という方向をめざし、それをさらに具体的なたに、「上三国志注表」のなかに、付注の方針に言及しみるに、「上三国志注表」のなかに、付注の方針に言及したた点を補うのが目的とばかり、「務在」周悉」。上搜」に触れを加えた点である。歴史記述の内容あるいは史観には触れを加えた点である。歴史記述の内容あるいは史観には触れた欠点を補うのが目的とばかり、「務在」周悉」。という批判を加えた点である。歴史記述の内容あるいは史観には触れた欠点を補うのが目的とばかり、「務在」周悉」。という方向をめざし、それをさらに具体的なたで点を補うのが目的とばかり、「務在」周悉」。

疑不」能」判、並皆抄」内以備「異聞」。以補「其闕」。或同説「一事」而辞有「乖雑」、或出事本異、其寿(陳寿)所」不」載、事宜「存録」者、則罔」不言畢取

かたちで敷衍したのが次の一節である。

ようとしたことにかわりはない。
まうとしたことにかわりはない。
関素が収載しなかったもので、残らずひろいあげ異聞としておの類を尊重し、それらをもって陳寿の『三国志』を補完しての類を尊重し、それらをもって陳寿の『三国志』を補完しての類を尊重し、それらをもって陳寿の『三国志』を補完しての類を尊重し、それらをもって陳寿の『三国志』を補完しているが、残すべきは全てとりあげては方としたことにかわりはない。

注を、『三国志』という史書を補完するものとして積極

う。本伝と異なる内容を伝えていて、しかも是非の判断が注が付載する各文献はそれを相対化する意味をもつであろして過言ではない。『三国志』の本伝に対しては、時に、実だから、それじたい、史書の編述に通じるといっても決実だから、それじたい、史書の編述に通じるといっても決ちにつみあげていく。いいかえれば、『三国志』の記述を的につみあげていく。いいかえれば、『三国志』の記述を

○案此書(献帝伝)称「沮授之計」、則与「本伝「違也。

つきかねる場合は、次の例のように、

「22頁) | ○案本伝、邈詣ュ術、未ュ至而死。而此(献帝春秋)云ュ| ○案本伝、邈詣ュ術、未ュ至而死。而此(献帝春秋)云ュ

不」得,,甚少,、二也」「是不」得,,甚少,、三也」と一つ一つで、以」理而言、竊謂不」然」「此兵不」得,,甚少,、一也」「是ざまな角度から検証したうえで「未」応,,如」此之少,也」が批判も、少なくない。武帝が袁紹と戦ったさいの兵の数い批判も、少なくない。武帝が袁紹と戦ったさいの兵の数い批判も、少なくない。武帝が袁紹と戦ったさいの兵の数いが判しているわけではない。本伝だからといって、違うという事実の指摘にとどめる。本伝だからといって、

を評した「未」能」充「其志「也」という一節をとりあげ、20頁)。批判は、「評」にもおよぶ。一例をあげれば、荀彧論破し「非」其実録「也」としてのける(魏書・武帝紀第一

というのは、「其殆誣歟」といって一蹴する。道遠、志行義立」」、それなのに「評」に「謂」之未」充」あらためて荀彧の事跡について詳細に論じて「可」謂」任重「世の論者」の説をしめし陳寿の批評はそれに同じと断じ、

『山陽公載記』と袁暐の『献帝春秋』に対する次のようなって敗れた審配を「逃ニ于井中」」と伝える二書、楽資の当然といえば当然なのだが、注としてあげる文献に対して当然といえば当然なのだが、注としてあげる文献に対している。本伝に対する批判は、だからいと対してがある。本伝に対する批判は、だからが、注としてあげる文献に対している。本伝に対する批判は、だからが、

批判もある。

者也。(魏書・董二袁劉伝第六・20頁) 視聴「、疑+誤後生」。寔史籍之罪人、達学之所」不」取視聴「、疑+誤後生」。寔史籍之罪人、達学之所」不」取誠為」易」了。(中略)未」能」識川別然否「、而軽弄」翰墨「、死臣。豈当」数窮之日「、方逃」身于井」。此之難」信、死臣。豈当」数窮之日「、方逃」身于井」。此之難」信、

き、後の人々を疑わせ、誤らせるものにほかならず、史書をはやらせた、この類は、まっとうな視聴を無理にあざむできないのに軽率に筆を弄し、みだりに異端をなして書物そんなことすぐわかることだとした上で、事の是非も識別審配の人となりからして井に逃げこむことなど信じ難く、

の是非に始まり、批判は文献そのものにまで及び、いかにれからみればまことに些細なことでしかないが、そのことましである。事は井に逃げこんだという、歴史の大きな流の罪人であり、達学の人は無視するというのが内容のあら

も苛烈である。

るのが筋である。それらのなかには、たとえば「余書不」いいかえれば事実に著しくは反しないものと判断したとみ以外は、少くとも批判あるいは攻撃するまでもないもの、攻撃を加えた記述は、全体のほんの一部にすぎない。それ攻撃を加えた記述は、全体のほんの一部にすぎない。それ

注表」の一節こそ、裴松之みずからそれを包括的に表明した例もあるにせよ、『三国志』の本伝にそくして、前述のためざしていたことを示唆する。そのことは、歴史を一つの観点から唯一の事実として伝えるよの、多角的、多面的ないわばひろがりにおいてふちどることは、歴史を一つの観点から唯一の事実として伝えるよの、教職、録之、」(魏書・董二袁劉伝第六・19頁)といっ見、故載、録之、」(魏書・董二袁劉伝第六・19頁)といっ見、故載、録之、」(魏書・董二袁劉伝第六・19頁)といっ

十四、神代紀のめざした歴史記述

たものにほかならない。

るか、そのいずれが事実なのかについては論評を加えない。 多角的、多面的に歴史をふちどることをなかんずく端的 多角的、多面的に歴史をふちどることをなかんずく端的 多角的、多面的に歴史をふちどることをなかんずく端的 をか、そのいずれが事実なのかについて、かれが参画した 立きにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもその例をあげたが(41頁)、もう少し内容にふみ さきにもそのがたるのが、本伝と異なる内容を伝えた文献である。

> 方の一つとして、その事実をそのまま伝えることに道をひ 方法としたことが、あい反する事実もまたその歴史のあり ある。いいかえれば、多角的、多面的な歴史のふちどりを はできないけれども、多角的、多面的に歴史をふちどると と指摘するにとどまり、事実関係の詮索はしていない。 について、裴松之は「案、魏書所」云、与,傅子,正反也」 だと進言したにもかかわらず、当時の状況から太祖はそれ 雄の名のある劉備を除けば四海の期待に背くことになると いう裴松之の方法をものがたる、まちがいなくその一例で に従うことができなかったというのが『傅子』、この違い 書』、これに対して、郭嘉みずから劉備を早く始末すべき かれは答え、そのことを太祖が評価したというのが『魏 つべきだとの進言をうけた太祖がそれを郭嘉に問うと、英 程郭董劉蔣劉伝第十四・43頁)。劉備を始末して禍根を絶 とに逃げこんだ劉備を予州の牧に任じたことをめぐって、 合も同様である。たとえば、太祖(曹操)がみずからのも 注として付載する文献相互に、伝える内容に違いがある場 『魏書』と『傅子』との間には大きな違いがある(魏書 もとより、これだけの例をもって全体を推しはかること

をはかる硬直は、そこにはない。

を貫く反面、事実との距離だけを唯一の物指しとして所伝らいたということにほかならない。史料批判に厳しい姿勢

この裴松之の方法を、神代紀の一書は応用して成り立つ

に、歴史記述の多角的、多面的ひろがりに、原拠を共にす とは、たしかに一書間の相違は本質的に異なる。差違化と 裴松之が注として付載した文献にならい、一書をそれにあ だったというのが、小稿のいわば結論である。具体的には りにおいて歴史を記述する、これが一書にたくしたねらい 所伝を成り立たせる手段として、多角的、多面的なひろが のではないか。その応用が差違化につながり、差違化を、 を第九段にかぎる必要はないはずだが、次の第十段につい そしてその神代史という点では、小稿がとりあげた第九段 ほかなかった神代史の、それはまた限界でもあったろう。 ることにともなう限界があったからである。過去の実際あ いっても、上述の通り一定の範囲内にとどまるという以上 てたことになる。それら文献相互の内容上の差違の大きさ とが可能である。しかし、実際にその見通し通りなのかと ていえば、なお瀬踏みの段階ながら、同じ結論を見通すこ った事実ならぬ、かくあったものとして歴史をつむぎだす いった点をはじめ、今後の検証にまつ問題も、少なくはな それを構成する重要な一角をしめる。右に導いた結論

注

(2) 太田氏の著書の同じ箇所を、青木周平氏「『日本書紀』海宮 〔1〕本伝の呼称を使う拠りどころが皆無というわけでは、 して「本伝」という。その一例を、小稿(41頁)は引く。そし ない。『三国志』に注を付した裴松之は、『三国志』の記述をさ という中村啓信氏の論にも言及し、「こうなると、一書=本書 そのなかで、諸一書を統合して本書が成りたつとする太田氏ら 論 —— 本書から見た場合 —— 」 『古事記研究』 毀頁) がある。 問題点」を簡潔にまとめた論考(「第五章 これに先立ち、「本書と一書との関係」についての「研究史と 遊幸章の具体例にそくして詳細に分析している。青木氏には、 分析されねばなるまい」と説き、その「補完のあり方」を海宮 要性があり、その補完のあり方が、構想の問題として具体的に 加えたうえで、「本書を補完するものとして一書をよみとく必 完関係により成り立っているという指摘である」という批評を について「重要なことは、海宮遊幸章の本書が、諸一書との補 悼論文集 古事記・日本書紀論叢』47頁)も引用するが、それ 遊幸章の一書と歌 ―― 本書の視点から ―― 」(『太田善麿先生追 て一書のなりたちに裴松之注がかかわるとみるのが小稿の結論 そこで問わるべきは、どのような統合原理がはたらいているか て、資料と編纂者とのかかわりをめぐる言及がある(66頁)。 学』特集・神話の思想史、平成六年五月号、第三九巻第六号) る」と指摘する。毛利正守氏「『日本書紀』「神代」」(『国文 ということであり、一書の配列順へも視野を広げる必要があ の原資料という素朴な見方は成り立ち得ないであろう。 の所説のほか、「統合的性格が一書にも及ぶことを論証した」 にも、「どの資料を正文とし、どれを一書とするか」に関連し 『日本書紀』一書

(3)荻原氏は、このあと、「多くの新しい要素の付加によって肥 に、「変容」「変質」はなじまない。 手として一貫している。全く別の所伝の、別の役割を負う二人 も皇孫(天孫)の天降り後の「覓」国行去」において出会う相 という天降りまでで、猿田彦神の登場は、どこまでもそれにと えるのは「果如||先期|、皇孫則到||筑紫日向高千穂槵触之峯|| ら、〈本〉から〈二〉までの所伝には登場した「事勝国勝長 の「一書」について」(『武蔵野文学』47・5頁)などもある。 の異伝と考えるべきである」と説く黒須重彦氏「『日本書紀』 もなうものでしかない。これに対して、事勝国勝長狭は、どれ 頁)とみなす。しかし、〈一〉、すなわち小稿の〔書一〕がつた 変質する、という変転コースをたどっていることになる_ る者の変容、「最終的には『天神御子』に対蹠する『国神』に 場してくることに気付く」(⑿頁)。この交代を、降臨神を迎え 者として事勝国勝長狭がなくなった代わりに、猿田毗古神が登 狭」なる存在が消えていると指摘した上で、「降臨神を迎える 大していった発達の最終段階の姿」の〈記〉や〈一〉の舞台か 本書紀』に先立ち、『日本書紀』編纂の史料となった『帝紀』 また一書の原本およびその成立等について論じた梅澤伊勢三氏 本書紀神代巻の一書について」(『日本書紀研究』第十六冊)、 なお、このほか、一書の原史料の復元を試みた山田英雄氏「日 「三 神代紀『一書』の性格」(『続記紀批判』)、さらに「『日

ていたことは疑いない。ちなみに、「オフ」の例は、『古事記』には否定できないとはいえ、「オホフ」の正訓字として定着しが通例。それを「オフ」と訓み改めるべき例があることを完全みに『万葉集』に当ってみるに、「覆」は「オホフ」と訓むの(4)「覆」を「オフ」と訓む可能性は、ほとんどゼロに近い。試

(5) 山田宗睦氏『日本書紀史注』巻第二に「第八段本文には、真床追衾が有り、五部神と神勅が無く、この点は第四・六の一書に従ったことがわかる。」(87頁)と説く。「天孫降臨神話に必要な道具としての随従する神々(特に五部神―― 榎本補筆)必要な道具としての随従する神々(特に五部神―― 榎本補筆)必要な道具としての随従する神々(特に五部神―― 榎本補筆)を承付、この守屋説の区分が真床追衾の有無にそくした区分とを承け、この守屋説の区分が真床追衾の有無にそくした区分とを承け、この守屋説の区分が真床追衾の有無にそくした区分とを承け、この守屋説の区分が真床追衾の有無にそくした区分とです。ことを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である。東なることを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である。東なることを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である。東なることを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である。東なることを指摘したうえで導いたのが、山田氏の所説である。東ば、よっ。

雄略天皇条の歌に「新嘗屋に生ひ立てる槻が枝は上つ枝は阿米

係」「天孫」の用例を簡潔に整理してある。「Ⅱ皇孫」には、(6)注(5)所引の守屋氏の論考に、真床追衾を物忌みの道具(6)注(5)所引の守屋氏の論考に、真床追衾を物忌みの道具(6)注(5)所引の守屋氏の論考に、真床追衾を物忌みの道具(6)注(5)所引の守屋氏の論考に、真床追衾を物忌みの道具

じ例がある。例外というだけではすまない。(34)(35)は、第十段〔書四〕の例だが、同〔書二〕にも同(34)(35)だけが例外でヒコホホデミ」という指摘がある。

「(一) もちろん皇孫はニニギのこと」 につづいて「(二)

- (注2)所引著書(43頁)にある。 尊)を指示する用例である」という明確な指摘が青木周平氏(8)当該用例にそくして、すでに「『天神』が『皇孫』(瓊瓊杵
- (「「古事記」が伝える天神御子とはなにか」『京都語文』第四のモデルとみなしうる中国古典の例とのつきあわを含め、拙稿その「天神御子」については、「天神之御子」との違いやそれことをはじめ、『古事記』がつたえる「天神御子」に通じる。(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(9)この「天神之子」は、「天神」が天照大神のいいかえである(5)
- 文』第三号)。(①) 拙稿「国見から巡狩へ、呪縛を解くこころみ」(『京都語

号)に論じている。

(1) 裴松之注を利用した確実な例に、孝徳紀大化二年二月条の かる」(迎頁)との指摘があり、この驥尾に付いて論じた拙稿 中国文学』上に「述作者はこの注本の三国志によったことがわ 利用することが多い」と指摘する。 皇九年三月条の一節の頭注(日本古典文学大系本、一三)に れる」という。『三国志』本伝の利用は積極的であり、雄略天 記定されたものであった可能性がきわめて濃厚であると考えら れは裴松之集注の三国志に接したことのある史官の筆によって れるのは」として、裴松之注所引の文献の一節を掲出し、「そ のにふさわしくないものであるが、この部分を見て思いあわさ 斉明天皇六年是歳条の記述について「事実の忠実な記録とする 文学思潮論(Ⅲ) ——日本書紀の考察 —— 』25頁)のなかに、 お、太田善麿氏「第五章 日本書紀歌謡の一考察」(『古代日本 「日本書紀出典考」(『佛教大学研究紀要』第65号)もある。な 「管子曰」以下の一節がある。小島憲之先生『上代日本文学と 雄略・継体・欽明・孝徳・天智紀は、三国志の呉志・魏志を

- (12) 頁数は、中華書局出版『三国志』(全五冊) による。
- うに裴松之の「史学の方法論」に対する高い評価を付す。 うに裴松之の「史学の方法論」に対する高い評価を付す。 まった数之の「史学の方法論」に対する高い評価を付す。 うに裴松之の「悪」の記述に対して「出語、妄之甚矣」(同前・20頁)、『魏氏春秋』の記述に対して「出語、妄之甚矣」(同前・20頁)、『魏氏春秋』の記述に対して「出語、妄之甚矣」(同前・20頁)、『魏氏春秋』の記述に対して「皆非…事矣」(同前・20頁)、『献帝春秋』の記述に対して「出語、妄之甚矣」(同前・20頁)、『献帝春秋』の記述に対して「皆非…事矣」(同前・20頁)、『献帝春秋』の記述に対して「此語、妄之甚後に「歴史を論じる前提条件として、実録を重視した史書の最後に「歴史を論じる前提条件として、実録を重視した史書の最後に「歴史を論じる前提条件として、実録を重視した史書の表述に対して「此語、妄之甚会」の記述に対して「此語、妄之甚会」の記述に対して「此語、妄之甚を知って「史学の方法論」に対する高い評価を付す。